

石川県公報

平成27年2月6日

第12771号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次	
告 示			
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2	○受胎調節の実地指導を業として行う者の指定 (少子化対策監室)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2	○保安林の指定 (森林管理課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	公 告	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	4
		○土地改良事業計画の変更認可公告 (農業基盤課)	4
		○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同)	4
		○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課)	5
		○都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課)	6
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6

告 示

石川県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションよつ葉 ののいち	野々市市若松町3-1	平成26年10月23日
やまかわ内科クリニック	野々市市藤平田1丁目472番地	平成26年12月1日
医療法人社団 かわきた整形外科醫院	野々市市押野2丁目88番地	〃
白山ハート薬局	白山市村井町275番1	平成27年1月1日

石川県告示第41号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションよつ葉 ののいち	野々市市若松町3-1	平成26年10月23日
やまかわ内科クリニック	野々市市藤平田1丁目472番地	平成26年12月1日

医療法人社団 かわきた整形外科醫院	野々市市押野2丁目88番地	〃
白山ハート薬局	白山市村井町275番1	平成27年1月1日

石川県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	能美中央訪問看護ステーション	新 能美市寺井町ぬ48番地	平成26年12月20日
		旧 能美市寺井町ヨ47番地	

石川県告示第43号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	能美中央訪問看護ステーション	新 能美市寺井町ぬ48番地	平成26年12月20日
		旧 能美市寺井町ヨ47番地	

石川県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
やまかわ内科クリニック	野々市市藤平田1丁目472番地	平成26年11月30日
かわきた整形外科醫院	野々市市押野2丁目88番地	〃
訪問看護ステーション リハケアやわた	小松市八幡イ12番地7	〃
上田クリニック	小松市井口町ほ36番地	平成26年12月1日

石川県告示第45号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
やまかわ内科クリニック	野々市市藤平田1丁目472番地	平成26年11月30日

かわきた整形外科医院	野々市市押野2丁目88番地	〃
訪問看護ステーション リハケアやわた	小松市八幡イ12番地7	〃
上田クリニック	小松市井口町ほ36番地	平成26年12月1日

石川県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション 緑が丘	能美市緑が丘11-111-2	平成26年8月1日

石川県告示第47号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション 緑が丘	能美市緑が丘11-111-2	平成26年8月1日

石川県告示第48号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成27年2月6日次のとおり指定した。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師 又は看護師の別	氏 名
第1181号	かほく市高松テ11番地5	助産師	酒井麻衣

石川県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所
鳳珠郡能登町字柏木レ字4
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能登町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
村 尾 匡	県内全域	加賀市大聖寺永町イ17番地 医療法人社団慈豊会 久藤総合病院
橋 本 智 哉	〃	〃
河 合 康 幸	〃	〃
山 田 健 太 郎	〃	〃
木 下 裕 子	〃	〃
牛 本 知 孝	〃	〃

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事 業 名	認 可 年 月 日
加 賀 市 土 地 改 良 区	非 補 助 土 地 改 良 事 業 (維 持 管 理)	平成27年1月26日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成27年2月9日から平成27年3月10日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
能登島向田地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市役所

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の提出を募集する。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

平成27年度金沢競馬販売促進事業業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における平成27年度の集客及び売得額の一層の向上を図るための効果的かつ効率的な広告媒体の活用、イベント及びファンサービスの実施並びにこれらに附帯する業務

(3) 契約期間

平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 過去において、各種広告及びイベント、ファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも1者がこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による資格者名簿に登載されている者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。以下同じ。)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 基本方針及び目標の妥当性

イ 運営組織及び執行体制のあり方

ウ 広告媒体の効果的な活用

エ イベント及びファンサービスの効果的な活用

オ その他集客促進及び売得向上が期待される企画の実施

カ ウからオまでに定める事項の実施に係る経費積算の妥当性

3 募集要項の交付等

- (1) 交付場所
〒920-3105 金沢市八田町西1番地
石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係
電話番号 076-258-5761 F A X 番号 076-258-4291

- (2) 交付期間
平成27年2月6日(金) から同月20日(金) 午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

- (1) 提出先
〒920-3105 金沢市八田町西1番地
石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係
電話番号 076-258-5761 F A X 番号 076-258-4291

- (2) 提出期限
平成27年3月6日(金) 午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする)。

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案について、各提案者からのプレゼンテーション及び2(2)の評価基準に基づく審査を経て、最優秀提案者を選定するものとする。選考結果については、平成27年3月中旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、選定された企画提案内容については、これを直ちに契約内容とするものではなく、県と当該企画提案の提案者とが提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で、契約を締結するものとし、このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

- (1) 質問については、4(1)の提出先において、平成27年2月20日(金) 午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、F A X又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

- (2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、プレゼンテーションへの出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないものとする。

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該計画に係る都市計画の案を平成27年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成27年2月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
金沢都市計画道路 3・4・12号鳴和三日市線	金沢市昌永町、京町、堀川町、笠市町の各一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第15号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成27年2月6日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

170	河南北交差点	加賀市河南町131番1先 国道364号と県道荒木・田原町線、市道B第14号線との交差点	H26.11.28
-----	--------	--	-----------

別表第1(信号機の設置場所)白山警察署管内の表に次のように加える。

349	総合運動公園 中交差点	白山市倉光4丁目252番地先 市道末松徳光線と市道寿通り線・市道I299号線との交差点	H26.11.28
-----	----------------	--	-----------

別表第1(信号機の設置場所)津幡警察署管内の表に次のように加える。

174	千鳥台4丁目 交差点	河北郡内灘町字千鳥台4丁目154番地先 町道幹11号内灘海浜線と町道千鳥台44号線との交差点	H26.8.29
-----	---------------	---	----------

別表第1(信号機の設置場所)七尾警察署管内の表に次のように加える。

159	国分西交差点	七尾市国分町シ部9番地1先 国道249号と県道七尾烏屋線との交差点	H26.11.28
-----	--------	--------------------------------------	-----------

別表第2(一方通行の指定)金沢西警察署管内の表に次のように加える。

70	市道押野32号 西金沢駅 通り線1号	金沢市米泉町10丁目1番地155先から 金沢市西金沢2丁目185番地先まで (西金沢駅西口ロータリー内)	約135 メートル	終日	車両	西金沢駅西口ロータリー 一入口方向から同出口 に至る方向
----	--------------------------	--	--------------	----	----	------------------------------------

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

877	市道小立野 4丁目線7号	金沢市小立野4丁目9番16号 先	石引1丁目交差点方向から小立野 小学校方向への左折	自動車及び原 動機付自転車	終日
878	市道小立野 2丁目線4号	金沢市小立野2丁目49番地先	すみれ児童公園方向から小立野小 学校方向への右折	自動車及び原 動機付自転車	終日

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢西警察署管内の表に次のように加える。

721	市道鞍月17号 近岡町線52号	金沢市近岡町82番地3先	御供田町方向から金沢外環状道路 大友町方向への右折	車	両	終日
722	市道鞍月17号 近岡町線54号	金沢市近岡町133番地1先	御供田町方向から金沢外環状道路 大友町方向への右折	車	両	終日
723	市道鞍月17号 近岡町線53号	金沢市近岡町64番地先	御供田町方向から金沢外環状道路 大友町方向への右折	車	両	終日
724	市道潟津1号 大河端町線8号	金沢市北間町ハ70番地1先	浅野川方向から向栗崎1丁目方向 への右折	車	両	終日
725	市道潟津1号 大河端町線	金沢市須崎町甲16番地先	直江町方向から大河端町方向への 右折	車	両	終日
726	市道潟津10号 須崎町線10号	金沢市須崎町甲1番地先	浅野川方向から北間町方向への右 折	車	両	終日

別表第4(指定方向外進行禁止)大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

284	市道C520号線	加賀市上河崎町子138番地1 先	上河崎町方向から黒瀬町方向への 右折	車	両	終日
285	区道	加賀市上河崎町子106番地13 先	保賀町方向から加茂町方向への右 折	車	両	終日

286	市道 B 196 号線	加賀市中代町ホ 9 番地 5 先	山代温泉方向から加茂町方向への右折	車	両	終日
287	区 道	加賀市中代町19番地 3 先	小菅波町方向から黒瀬町方向への右折	車	両	終日
288	市道 B 190 号線	加賀市中代町ホ 9 番地先	山代温泉方向から加茂町方向への右折	車	両	終日
289	農 道	加賀市中代町ル60番地先	山代温泉方向から加茂町方向への右折	車	両	終日

別表第9（追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止）大聖寺警察署管内の表33の項を次のように改める。

33	国 道 8 号	加賀市中代町リ63番地 4 先から 加賀市松山町イ71番地先まで	終 日	約3,400 メートル
----	---------	-------------------------------------	-----	----------------

別表第10（普通自転車歩道通行可）大聖寺警察署管内の表2の項を次のように改める。

2	国 道 305 号	加賀市大聖寺南町ホ 7 番地 8 先から 加賀市大聖寺三ツ町 5 番地先まで	終 日	約2,320 メートル
---	-----------	---	-----	----------------

別表第10の2（普通自転車の歩道通行部分）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

2	国 道 8 号	加賀市上河崎町162番地先から 加賀市中代町ヌ 4 番地 1 先まで（北側）	普 通 自 転 車	約850 メートル
3	国 道 8 号	加賀市上河崎町119番地先から 加賀市中代町ヌ 1 番地先まで（南側）	普 通 自 転 車	約850 メートル

別表第11（最高速度の指定）金沢西警察署管内の表93及び152の項を次のように改める。

93	市道鞍月 6 号近 岡町線、鞍月22 号近岡大友町線	金沢市近岡町247番地 1 先から 金沢市近岡町42番地 2 先まで	約600 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）
152	市道米丸23号保 古 1 丁目線15号、 押野25号西金沢 新町線15号、押 野21号西金沢 2 丁目線 4 号	金沢市保古 2 丁目20番地 1 先から 金沢市西金沢 2 丁目175番地先まで	約340 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）

別表第11（最高速度の指定）大聖寺警察署管内の表177の項を次のように改める。

177	国 道 8 号	加賀市中代町ヌ 4 番地 1 先から 加賀市松山町イ71番地先まで	約3,600 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
-----	---------	--------------------------------------	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第11（最高速度の指定）珠洲警察署管内の表に次のように加える。

135	主 要 地 方 道 内 浦 ・ 柳 田 線 取 付 道 路	鳳珠郡能登町字上町本参字45番 1 先 から 鳳珠郡能登町字合鹿12号 4 番 1 先ま で	約280 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）
-----	-------------------------------------	---	--------------	----------------	----	------------------

別表第18（駐車禁止）金沢西警察署管内の表95及び263の項を次のように改める。

95	市道鞍月6号近岡町線、鞍月22号近岡大友町線	金沢市近岡町247番地1先から 金沢市近岡町42番地2先まで	約600 メートル	終 日	車 両
263	市道米丸23号保古1丁目線15号、押野25号西金沢新町線15号、押野21号西金沢2丁目線4号	金沢市保古2丁目20番地1先から 金沢市西金沢2丁目175番地先まで	約340 メートル	終 日	車 両

別表第2（一方通行の指定）金沢東警察署管内の表21の項を次のように改める。

21	削	除
----	---	---

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表413、819及び820の項を次のように改める。

413	削	除
819	削	除
820	削	除

別表第7（歩行者用道路）金沢東警察署管内の表56及び57の項を次のように改める。

56	削	除
57	削	除

別表第10（普通自転車歩道通行可）大聖寺警察署管内の表46の項を次のように改める。

46	削	除
----	---	---

